

最低賃金制度の労働市場等への影響に関する研究等

日本

1 最低賃金制度の下支え効果に関する研究

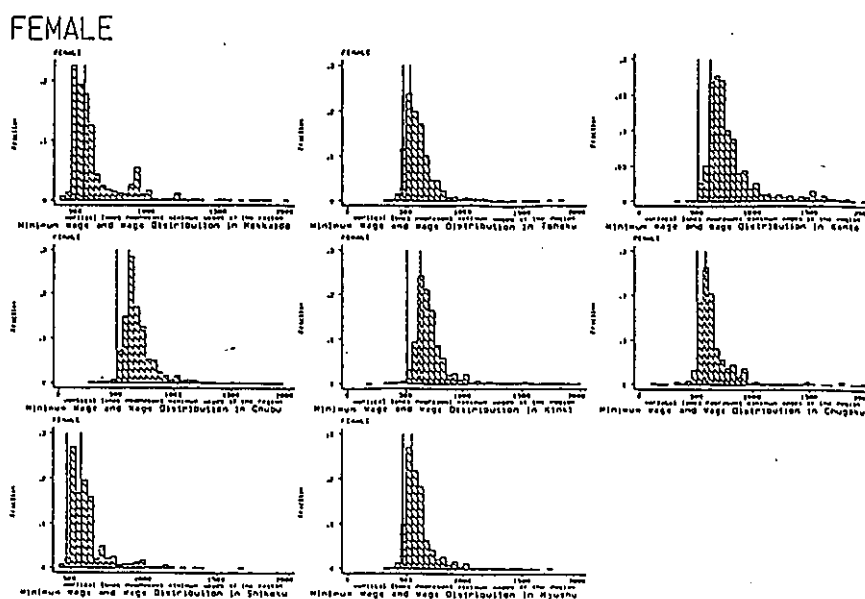
(1) 「パート賃金はなぜ低いか：諸制度の足かせ」(1997年)(出典：雇用促進事業団、財団法人統計研究会「国際化の進展と労働市場」)(永瀬伸子氏)(抄)

パート賃金は、「法定の最低賃金率」ときわめて密着した関係にあった。女子パートの賃金率を、全国8地域に分けてヒストグラムにすると、関東・中部を除く、女子パート賃金の最頻値は、当該地域における最低賃金にほぼ一致し、女子賃金は、その周辺に集中している。男子パートに関して同様の図を描くと、賃金分布の幅は広く、最頻値も最低賃金よりはるかに高いが、女子の場合は、南関東周辺地区を除くと、最低賃金プラス100円以内までで、賃金分布の過半である53%がカバーされてしまう。賃金関数に教育年数、勤続、産業、地域などの説明変数に加えて都道府県別・産業別の最低賃金(の対数)を入れると、その係数は正であり、統計的な有意水準も高い。つまり、最低賃金制は、パート賃金に対して有効な下支えとして機能していることが示されている。

使用データ：労働省「パートタイム労働者総合実態調査(1990年)」

図3-1 女子パート賃金のヒストグラム

左から北海道・東北・関東・
中部・近畿・中国・
四国・九州



注：地域ごとに、最低賃金は都道府県別・産業別に幅があるため、その際最低賃金の最大値と最小値を縦線で示した。

(2)「最低賃金は誰を支えているか？」(2000年)(出典：日本経済学会秋期大会報告論文 日本経済学会)(小原美紀氏)(抄)

○最低賃金は低賃金労働者の賃金を下支えしているか？

(「パートタイム労働者総合実態調査」の1995年調査の個票データを用いてカーネル分布推定により賃金分布を描いてみると、) ランクAの神奈川県、ランクBの愛知県、三重県、京都府、兵庫県、ランクCの北海道、富山県、長野県、山口県、福岡県、ランクDの愛媛県、沖縄県などでは、最低賃金に下支えされていることがわかる。その他の県でもわずかに分布のコブが見られるところもある。しかしながら、本論文ではコブを評価する客観的な指標を用いて分析していないので、コブの存在について明確に言及できない。

図14-2の結果は、小さいながらも下支え効果を否定するものではない。カーネル分布図でもランクCに属する県での下支えは多く、下支えの程度も比較的大きい。

この結果は、永瀬(1997)の示す「最低賃金は低賃金を強く下支えする」とする結果とは大きく異なる。確かに最低賃金の影響は見られるが、ヒストグラムが示すほど大きな下支えは見られない。永瀬(1997)の問題点は、異なるランクに属する県を混ぜて分析していること、最低賃金の影響を受ける範囲として100円(約20%)も高い賃金まで含めていることである。本論文の結果は、それ以外にも、ヒストグラムによる描写の問題を指摘する。分布の幅が妥当でないことが誤った分布形の印象を与えている可能性が大きい。

○最低賃金は低所得労働者の所得を下支えしているか？

最低賃金以下の賃金である者は、有配偶者・無配偶者、男性・女性で同じぐらい存在する。若年者や年配者、学歴の低い人、事業所規模の小さいところ、製造業に多い。おもな収入源が自分であるサンプルについて最低賃金を受け取っている確率が高いことは、最低賃金の家計生活を支えている可能性を示唆する。

ランク別に見ると、ランクAの大都市に属する県で最低賃金以下の賃金を受け取る者は0.65%に過ぎない。製造業のほかに建設業にも多く、家計の担い手は配偶者の場合が多くなることが特徴である。ランクBでは無配偶者や男性に多く、ランクC、Dでは全体の傾向と同じである。最低賃金以下の賃金を受け取る労働者はランクDが最も多いが、それでも2.28%にとどまる。また、最低賃金から5%高い賃金まで広げても、最低賃金以下の賃金である割合は4.37%である。

表14-5の(1)の第1列、第2列に、最低賃金を受け取る労働者が各所得階層にいる割合とその分布を示した。ここでは個人のウエイトをつけて10分位を求めている。最低賃金以下の賃金を受け取る者の分布は低所得階層に多い。ただし、最低賃金以下の賃金を受け取る割合は1%であり、アメリカ・イギリスよりも極

端に少なく、低所得層への集中度もイギリスほどではない。

ランク別に見ると、ランク B では最低賃金に直面する割合は少ないが、低所得家計にかたまっている。ランク B ほど明確ではないが、ランク C とランク D でも最低賃金を受け取る労働者は比較的低い所得階層に多い。一方、ランク A では、最低賃金以下を受け取る割合が小さいことに加えて、最低賃金以下を受け取る労働者は第 10 分位に最も多く、その他の分位にも広く分布している。表 14—5 の(2)で、最低賃金から 5% 高い賃金に拡大すると、この傾向は多少崩れるが、アメリカのように第 1 分位から第 10 分位までほぼ同じ割合になる結果は見られない。

最低賃金を受け取るのは豊かな家計の配偶者であるかどうかをくわしく見るために、同様の分類を妻の所得階級について行った。

表 14—6 を見ると、全体的には、最低賃金を受け取る労働者は第 2 分位から第 8 分位まで広く分布している。ランク A では第 6 分位に集中している。ランク B では第 3 分位に、ランク C では第 2 分位、第 4 分位に、ランク D では第 2 分位、第 4 分位、第 8 分位に多いが全体的に散在している。第 6 分位、第 8 分位の平均所得はそれぞれ 93 万円、107 万円（範囲は 90 万～96 万円、100 万～120 万円）である。これは、被扶養者（主婦）の年間給与所得が非課税とされ、夫の所得について配偶者控除を受けられる最大額の 103 万円に近い。パートタイマーとして働く有配偶者は多くが女性（妻）であり、妻が最低賃金以下の賃金を受け取る労働者である可能性が高い。表 14—6 の結果は、パートタイマー本人の所得で見ると、低所得層だけでなく給与所得の非課税と配偶者控除の恩恵を受けられる所得に集中していることを示す。

（パートタイム労働者総合実態調査の個票により、最低賃金と所得階級の関係を見た）結果は、最低賃金以下の賃金を受け取る労働者がどの所得階層にも見られるアメリカの結果よりも（最低賃金を受け取る労働者が家計全体としては低所得階級に位置する）イギリスの結果に近い。ただし、最低賃金以下を受け取る割合は日本ではかなり低く、現行の最低賃金の水準が実際に支えている低所得者の割合も少ない。また、東京都、神奈川県、大阪府など大都市圏（最低賃金ランクの高い地域）では低所得の下支えは見られず、逆に、最低賃金が高所得家計の配偶者を支えている可能性が高い。最低賃金は、大都市圏以外では、低所得者の生活を支えるという本来の目的を達成して、所得分配の不平等を縮小させる機能を持ちうるが、現行のレベルではその機能は限られていると言える。

4. おわりに

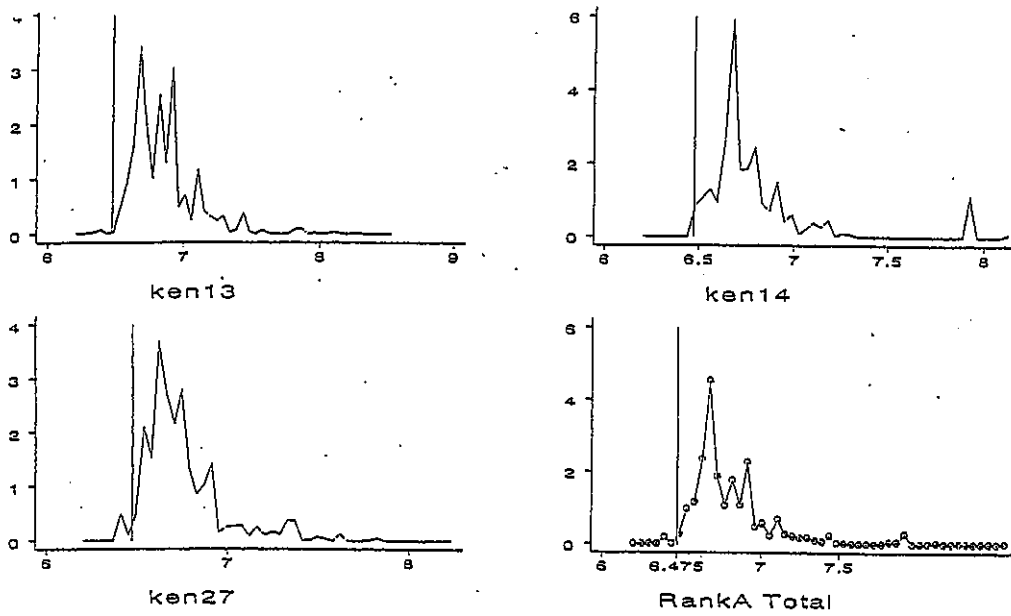
本論文では、最低賃金は賃金を下支えする機能があることを指摘した。とくに、ランク C での賃金の下支えは顕著であった。さらに、家計全体として見ると、多くの地域で、最低賃金以下の賃金を得ているのは低所得階層に多いことがわかった。例外は大都市圏で、高所得階層の配偶者である可能性が高い。大都市圏以外

では、最低賃金は本来の目的である、低廉な賃金で働く労働者とその家計の生活を支えている。ただし、現行レベルで最低賃金を受け取る労働者の割合は少ないことから、効果は限定的であると言える。

使用データ：労働省「パートタイム労働者総合実態調査（1995年）」

図14-2 対数賃金のカーネル分布推定

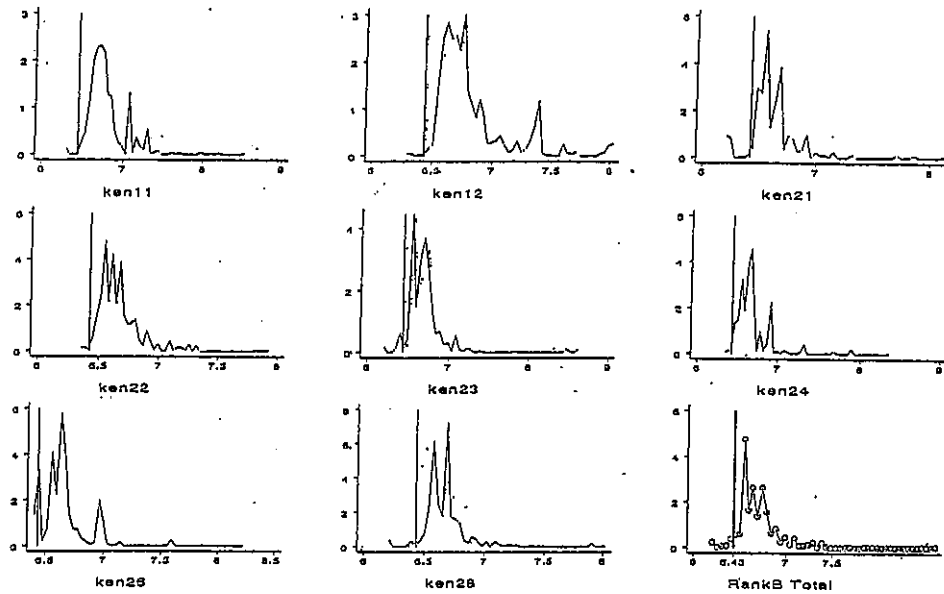
(1) ランクAに分類される県について



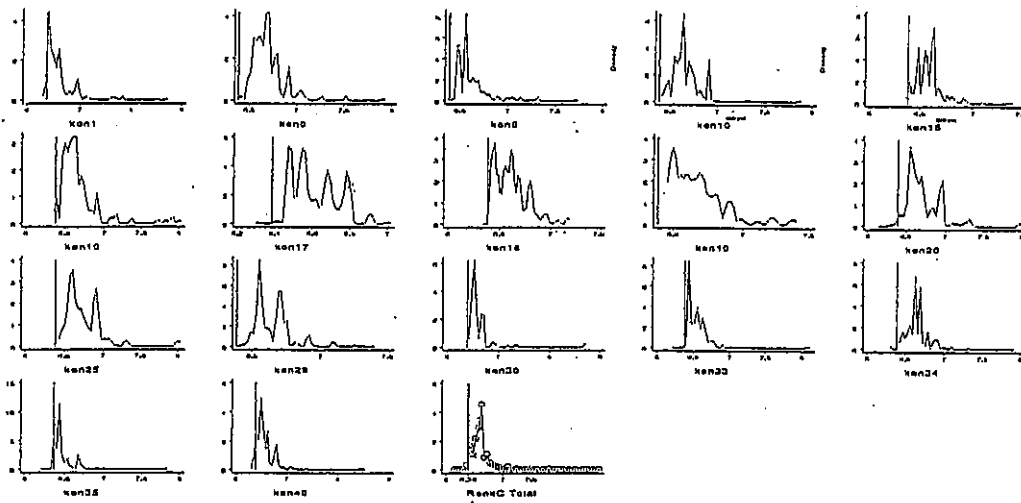
注：ken#は表14-1で示す県番号に対応する。横軸は対数賃金、縦軸は密度である。

図14-2 対数賃金のカーネル分布推定 (続き)

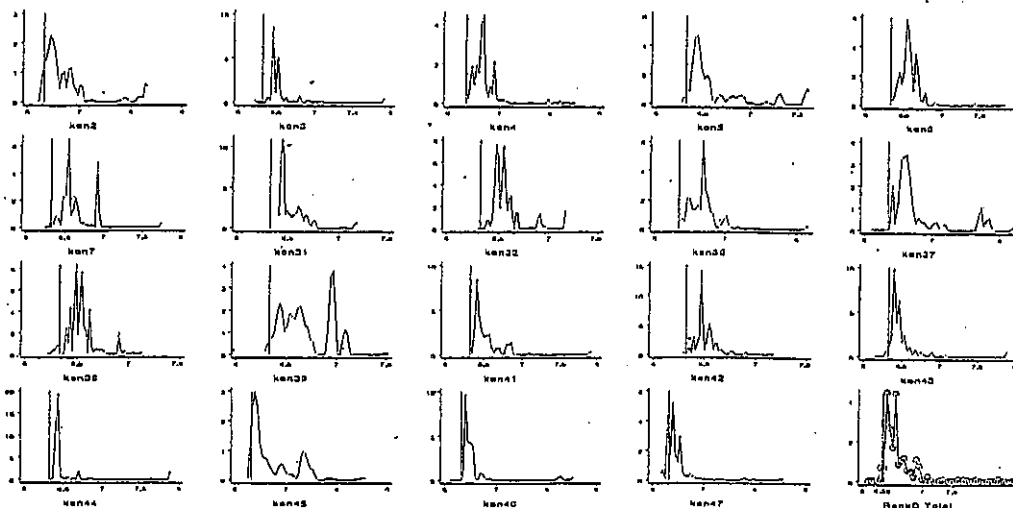
(2) ランクBに分類される県について



(3) ランクCに分類される県について



(4) ランクDに分類される県について



注：ken#は表14-1で示す県番号に対応する。横軸は対数賃金、縦軸は密度である。

表14-5 最低賃金と家計所得の10分位

(1) w<=県別最低賃金(時間額)の場合

所得10分位	全体		ランク別							
			A(サンプル数:2,908)		B(サンプル数:3,699)		C(サンプル数:3,287)		D(サンプル数:1,992)	
	%	内訳	%	内訳	%	内訳	%	内訳	%	内訳
All	1.07	100.00	0.65	100.00	0.68	100.00	1.43	100.00	1.81	100.00
1	2.10	15.75	1.24	15.79	1.85	20.00	2.83	14.89	2.60	13.89
2	1.45	12.60	0.55	5.26	2.38	24.00	0.85	6.38	1.93	16.67
3	2.07	16.54	0.60	5.26	0.88	8.00	2.99	21.28	2.82	22.22
4	1.63	14.96	0.91	10.53	0.32	4.00	2.67	21.28	2.30	16.67
5	1.01	7.87	-	-	-	-	1.58	10.64	2.26	13.89
6	0.85	7.87	0.38	5.26	0.77	12.00	0.58	4.26	2.29	11.11
7	0.52	5.51	0.31	5.26	0.46	8.00	0.75	6.38	0.53	2.78
8	0.65	6.30	0.94	15.79	0.68	12.00	0.59	4.26	-	-
9	0.73	7.09	0.77	15.79	0.46	8.00	1.37	8.51	-	-
10	0.42	5.51	0.64	21.05	0.15	4.00	0.35	2.13	0.94	2.78

(2) w<=県別最賃時間額*1.05の場合

所得10分位	全体		ランク別							
			A(サンプル数:2,908)		B(サンプル数:3,699)		C(サンプル数:3,287)		D(サンプル数:1,992)	
	%	内訳	%	内訳	%	内訳	%	内訳	%	内訳
All	4.38	100.00	2.99	100.00	2.49	100.00	7.09	100.00	5.47	100.00
1	6.20	11.32	4.55	12.64	4.80	14.13	10.12	10.73	5.21	9.17
2	7.45	15.74	3.28	6.90	6.35	17.39	10.45	15.88	7.40	21.10
3	5.52	10.75	2.38	4.60	1.75	4.35	9.25	13.30	5.99	15.60
4	6.25	14.01	5.48	13.79	3.18	10.87	7.75	12.45	8.43	20.18
5	5.75	10.94	5.08	10.34	2.88	8.70	8.23	11.16	6.33	12.84
6	2.99	6.72	1.91	5.75	1.79	7.61	4.68	6.87	4.00	6.42
7	3.95	10.17	3.43	12.64	2.31	10.87	6.25	10.73	3.74	6.42
8	3.01	7.10	2.51	9.20	1.37	6.52	5.57	8.15	3.05	3.67
9	2.90	6.91	3.08	13.79	1.83	8.70	5.15	6.44	0.81	0.92
10	1.97	6.33	1.43	10.34	1.52	10.87	3.48	4.29	3.77	3.67

注:10分位はすべてウエイトをつけて計算している。

表14-6 最低賃金と妻の所得の10分位

(1) w<=県別最賃時間額の場合

家計所得10分位	全体		ランク別							
			A(サンプル数:2,908)		B(サンプル数:3,699)		C(サンプル数:3,287)		D(サンプル数:1,992)	
	%	内訳	%	内訳	%	内訳	%	内訳	%	内訳
All	1.07	100.00	0.65	100.00	0.68	100.00	1.43	100.00	1.81	100.00
1	2.63	6.30	1.59	5.26	3.75	12.00	2.08	4.26	3.08	5.56
2	0.91	14.17	0.41	10.53	0.59	12.00	1.17	14.89	1.61	16.67
3	1.67	12.60	0.75	10.53	1.61	16.00	1.80	10.64	3.01	13.89
4	2.34	13.39	1.06	10.53	0.98	8.00	3.68	14.89	4.23	16.67
5	1.16	9.45	1.17	15.79	0.88	12.00	1.83	10.64	0.61	2.78
6	1.10	11.81	1.26	21.05	0.22	4.00	1.51	12.77	1.98	11.11
7	0.75	8.66	-	-	0.55	12.00	1.59	12.77	1.03	5.56
8	1.22	11.02	0.39	5.26	0.64	8.00	1.47	10.64	2.51	16.67
9	0.69	8.66	0.61	10.53	0.57	12.00	0.47	4.26	1.27	11.11
10	0.38	3.94	0.51	10.53	0.21	4.00	0.64	4.26	-	-

(2) w<=県別最賃時間額*1.05の場合

所得10分位	全体		ランク別							
			A(サンプル数:2,908)		B(サンプル数:3,699)		C(サンプル数:3,287)		D(サンプル数:1,992)	
	%	内訳	%	内訳	%	内訳	%	内訳	%	内訳
All	4.38	100.00	2.99	100.00	2.49	100.00	7.09	100.00	5.47	100.00
1	4.40	16.70	3.17	2.30	5.00	4.35	7.29	3.00	3.08	1.83
2	6.16	11.32	2.84	16.09	2.35	13.04	7.67	19.74	4.02	13.76
3	7.86	10.94	4.15	12.64	4.02	10.87	10.07	12.02	6.02	9.17
4	6.47	12.86	4.23	9.20	4.90	10.87	12.11	9.87	11.27	14.68
5	5.13	13.44	3.50	10.34	4.39	16.30	12.45	14.59	5.52	8.26
6	4.02	11.32	3.79	13.79	2.01	9.78	8.56	14.59	7.43	13.76
7	4.27	9.40	3.16	12.64	1.64	9.78	6.61	10.73	7.22	12.84
8	2.75	8.45	4.30	12.64	1.59	5.43	4.72	6.87	7.11	15.60
9	1.07	2.69	1.52	5.75	2.27	13.04	3.76	6.87	3.48	10.09
10	1.95	5.95	1.02	4.60	1.27	6.52	1.29	1.72	-	-

注:ウエイトをつけて計算している。

(3) 「地域別最低賃金がパート賃金に与える影響 (2001 年)」(出典：猪木武則・大竹文雄編「雇用政策の経済分析」東京大学出版会)(安部由起子氏)(抄)

○日本のデータを用いた先行研究との比較

永瀬論文によって、“女性パート賃金は最低賃金にほぼ一致する”という、本章とはかなり異なる結論が出ている理由の一つは、永瀬論文と本章との分析手法の違いにある。永瀬論文では、全国を地理的に8程度のブロックに分け、そのブロック内で適用になるすべての最低賃金(県別、産業別)の範囲、およびその周辺に、多数のパート労働者の賃金が分布していることを図示し、南関東ブロックを除き、パート労働市場は最低賃金に下支えされていると議論している。この分析の問題点は、①地理的に隣接した県であっても地域別最低賃金は大きく異なる場合があるため、実際に有効になっている最低賃金は、数県にまたがるブロック内において同一とはならないこと(たとえば大阪府の最低賃金ランクはAであるが、隣接する奈良、和歌山のランクはC、京都、兵庫のランクはBである)、②産業別最低賃金が適用になる労働者は当該産業に限られていること、などについて必ずしも十分なコントロールがなされていないことである。

さらに、永瀬論文と本章とでは、最低賃金の影響の捉え方がかなり異なることを指摘しておく必要がある。永瀬は“最低賃金から100円の範囲に50%程度の労働者が集中している”ことをもって、パート賃金は最低賃金に下支えされていることの1つの根拠としているが、本章ではむしろ最低賃金と時間あたり賃金の乖離幅(%)を重視する。

小原(2000)は、パート労働者の時間あたり賃金のカーネル分布推計を行い、最低賃金がいくつもの県でパート賃金の下支えをしている、と指摘している。この分析には、以下のような問題がある。第1の問題は、下支えをしているという推論が、「コブがある」、「コブが見える」、「固まりが確認できる」といった、視覚的な理由に基づいており、かつ、そもそも推計された分布には多くの「コブ」に類するものがあることである。そもそも多くの「コブ」がある分布を見て、最低賃金付近にもコブがあることを理由に、最低賃金の下支え機能を持っているという推論をするのは、慎重さにかける議論であるように考えられる。(最低賃金付近以外のコブには、特別な意味はないはずである)。第2の問題は、県別に分布の推計をする際には、1県あたり200~300の標本しかない場合もあると考えられ、しかも最低賃金に近いレベルの賃金を受け取る労働者の割合は数%程度である場合もあるから、そもそも“コブ”はごく少数の標本によって推計されている可能性があることである。第3は、小原論文が、「ランクCの県で下支え機能が顕著だ」という結論を導いており、沖縄県に関して特に言及していない点である。最低賃金が有効な制約となる可能性が最も高い県の一つが沖縄県であると考えられる。沖縄県の最低賃金は福岡を除く九州の県並みであるが、たとえば賃金センサスによるパート平均賃金と県別最低賃金の乖離幅を見ても、沖縄のパート賃金は低い。

また、沖縄県では県別最低賃金付近またはそれ未満の賃金を受け取る労働者の割合が高い。しかし、小原論文では、ランク C における下支え機能を強調するものの、沖縄に特別の言及がない。沖縄の影響を“検出”しない分析手法にどの程度信頼がおけるか、疑問である。

○高い最低賃金の雇用喪失効果について

海外の最低賃金に関する研究は主に高い最低賃金が労働需要を抑制するかどうか。また抑制するとしたらその弾力性はどの程度かを分析したものが多。このような海外の研究の動向に鑑みて、日本においても当然、最低賃金がどの程度、パート雇用を抑制するかが問題となりうる。筆者の判断は、これに関して最近のデータを用いた直接的な検証はおそらく困難であるというものである。以下、その理由を述べる。

第1の理由は、比較的多くの県で、地域別最低賃金と、パート賃金と最低賃金にはある程度の幅があり、最低賃金と同一か、あるいはそれに近い賃金を受け取るパート労働者割合が低いことである。こういった地域においては、そもそも最低賃金がパート賃金に直接的な影響を与えているとはいえない。地域別最低賃金が5%程度上がったときにパート労働者の賃金を据え置いたとしても、雇用主はただちに最低賃金違反になるわけではない。したがって、最低賃金をある時点で5%上げたとしても、その直前の時点で個々の企業と労働者が最適な行動をしており、その結果賃金が最低賃金よりも5%高くなっていたのだとすれば、最低賃金が上がったとしても最低賃金は企業および労働者にとって有効(binding)な制約にはならないから、最適点も最低賃金上昇前と同様である。この場合、最低賃金が増したからといって、賃金や雇用量が変化すると予想すべき理由はなく、その意味で最低賃金が増した雇用を喪失させるとは考えにくい。日本の場合、一部の地域を除けば、地域別最低賃金とパート賃金はこのような関係にあると考えられ、したがって地域別最低賃金をある時点で一斉に5%上昇させても、雇用に対する負の影響があるとは考えにくい。雇用量は増加も減少もしないというのが、理論的な予測であろう。したがって雇用喪失が問題となりうるのは、最低賃金が増した地域として機能している一部の地域においてであり、それ以外の地域においては、地域別最低賃金を増したとしても大きな雇用の喪失があるとは考えにくい。それと同時に、最低賃金の増によって賃金増を期待するのにも無理がある。

第2の理由は、実験的な手法は、地域間で最低賃金の増度合いが異なることを利用しているという点である。日本の地域別最低賃金の増率は1990年代には全県でほぼ同一であり、ある地域でのみ最低賃金が増した(トリートメント・グループ)が他地域では増しなかった(コントロールグループ)という比較をすることは困難である。

ただし以上の議論は、最近のデータに実験的な手法を適用する分析が難しいことを指摘しているにすぎない。他の手法を用いた分析は、今後なされていく必要がある。

○まとめ

本章の主要な結果は以下のようにまとめられる。

- ① パート実態調査のデータの分析によると、一部地域（北海道、青森、新潟、京都、山口、九州の各県）においては、最低賃金がある程度パート賃金の下支えとして有効な制約となっている。これは過去20年ほどの間に、地域別最低賃金がきわめて硬直的に設定されてきたことに原因がある。
- ② 上記の一部地域を除き、地域別最低賃金は低賃金労働者の経済厚生を向上させる規制としての意味は果たしていないようである。したがって、これらの地域では規制による損失（雇用が失われるなど）も、存在しないのではないかと考えられる。最低賃金の規制により便益を受けている労働者数も、パート労働者全体と比べ、さほど多いとはいえない。このようになったことの原因の一つは、最低賃金を全国一律にすべきという主張が過去なされてきて、パート賃金の高い地域の最低賃金が低く抑えられ、その一方でパート賃金が低い地域の最低賃金が高めに設定されたことである。このことは、パート労働者が多くいる大都市圏での最低賃金を、それらの地域のパート賃金と比べ著しく低い水準に抑える結果となった。とりわけ、最低賃金ランクがAである東京の最低賃金は、パート賃金の上昇にもかかわらず低い水準に抑えられている。この結果、労働需要後退期にパート賃金が容易に実質的に低下できる状況を生み出している。最低賃金は、大都市圏における低賃金労働者の経済厚生を向上させるという目的を達成していない。
- ③ 地域別最低賃金のレベルはさほど意味がないとしても、最低賃金の上昇率は、パート賃金の上昇率を規定している可能性はある。これは、全体的には当てはまっている。しかしながら、個別の県、産業レベルでは、むしろパート賃金と最低賃金の乖離が大きく、最低賃金上昇率に見合う賃金上昇をしなくとも最低賃金には触れないため、賃金上昇率が最低賃金上昇率を下回っているケースが見られる。したがって、大都市圏のパート労働者の経済厚生の上昇を図るといふ目的は、ここでも達成されていないと判断される。
- ④ 過去の研究では、パート賃金は最低賃金にきわめて近い低い水準に集中しており、パート労働は最低賃金に下支えされた低賃金労働であると議論されてきた。本章の結果は、このような認識に疑問を投げかけるものである。確かに、一部の県においては、パート賃金が最低賃金付近に多く集中している。しかし、パート労働者の多くが働く大都市地域においては、パート労働者の賃金は地域別最低賃金より20~30%高いのが一般的である。
- ⑤ 産業別最低賃金は、地域別最低賃金よりも、賃金の下支えとしての機能が高いと考えられる。しかし、その場合でも、最低賃金がパート賃金の実勢と比べて高い県以外では、70~80%の時給で支払われているパート労働者は、産業別最低賃金よりも5%以上高い賃金を受け取っている。

本章では、パート労働者の賃金と地域別最低賃金との間にはある程度の乖離があるため、地域別最低賃金がパート賃金決定に及ぼす影響は限定的であることを示した。これには2つの理由が考えられる。第1は、日本のパート労働は低賃金労働の典型と考えられているけれども、その中には異質性が大きいことである。米国のティーンエイジャーの労働市場は、単純労働に対して最低賃金とほぼ同額の賃金を支払うことがかなり一般的であるが、日本の女性パート労働者全体をそのようにとらえることには無理がある。第2は、最低賃金の地域間格差を縮小すべきという政策によって、大都市を含む県の最低賃金が比較的安く抑えられてきたことである。このため大都市では最低賃金がパート賃金よりもかなり低い。またそのことの結果として、最低賃金の上昇ほどにはパート賃金が伸びないという事態も生じている。パート労働者の多くは大都市で働いているため、大都市ではパート賃金が伸び悩むことが、パート労働に与えるインパクトは大きい。

使用データ：労働省「パートタイム労働者総合実態調査（1990年、1995年）」

低賃金労働者の割合 (%)

	県別最低賃金未滿		県別最賃から3%		県別最賃から5%	
	1990	1995	1990	1995	1990	1995
全国平均	2.01	1.70	5.44	4.44	8.03	6.27
北海道	5.41	5.79	26.55	23.10	41.24	24.76
青森	5.15	10.76	32.15	17.13	38.31	22.33
岩手	12.73	2.72	15.65	2.72	15.65	3.25
宮城	0.99	0.00	0.99	1.12	5.95	1.12
秋田	0.00	1.06	3.63	8.23	3.63	8.23
山形	3.57	0.00	3.57	2.60	3.57	2.60
福島	0.00	0.00	0.00	3.96	0.27	4.21
茨城	0.34	0.00	2.99	0.45	3.11	0.90
栃木	0.00	0.00	0.00	0.59	0.52	0.59
群馬	2.80	0.00	2.80	2.62	7.97	3.70
埼玉	0.04	0.00	0.39	0.49	0.39	1.15
千葉	1.06	0.60	2.19	0.60	2.99	0.87
東京	0.23	0.78	0.37	0.78	0.44	1.18
神奈川	0.09	0.00	0.50	3.27	0.52	5.86
新潟	1.73	4.49	8.85	11.08	10.84	11.12
富山	2.15	3.48	5.81	8.22	15.80	8.22
石川	0.83	0.39	2.04	1.00	8.08	1.29
福井	1.11	0.17	2.05	0.17	8.03	24.62
山梨	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
長野	2.08	0.50	2.08	4.16	3.57	4.16
岐阜	10.87	0.37	12.10	1.70	12.10	4.71
静岡	0.92	1.03	2.80	1.45	3.55	1.53
愛知	2.02	0.89	2.10	1.41	3.50	3.60
三重	7.16	1.31	7.39	3.31	7.55	6.57
滋賀	1.45	0.00	1.45	0.51	2.43	0.51
京都	0.44	6.65	0.44	20.19	2.26	20.78
大阪	0.27	3.95	1.66	4.78	2.06	6.66
兵庫	3.12	1.30	3.85	1.70	10.09	2.94
奈良	6.60	0.00	7.15	0.25	7.15	0.25
和歌山	0.00	0.00	3.29	9.61	3.29	9.92
鳥取	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
島根	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
岡山	8.11	0.41	15.49	1.11	19.89	1.11
広島	1.19	0.75	1.83	2.21	1.83	4.68
山口	1.30	2.98	14.54	10.01	20.81	23.61
徳島	0.00	0.00	0.00	5.01	0.00	5.01
香川	0.93	0.13	0.93	0.13	0.93	0.96
愛媛	1.81	3.61	2.54	3.72	2.70	3.72
高知	0.00	0.16	0.00	1.08	3.17	2.70
福岡	0.40	2.44	6.28	9.69	11.70	13.23
佐賀	0.00	0.00	0.24	0.00	0.72	1.17
長崎	9.89	1.12	18.63	3.95	20.38	5.81
熊本	7.73	3.52	10.92	6.78	12.36	14.72
大分	2.60	0.09	26.40	0.53	26.40	2.15
宮崎	5.10	0.00	9.98	4.40	16.92	43.76
鹿児島	1.15	0.00	17.33	2.48	25.08	4.27
沖縄	14.62	24.18	26.18	28.89	26.79	34.19

注：時給で給料を支払われている女性パート労働者サンプルの集計結果。